

# 光市記者発表資料

平成29年2月24日

件名

「臨時福祉給付金（経済対策分）」の支給について

内容

消費税率引き上げに伴う低所得者の負担を緩和するため、臨時福祉給付金を支給します。

支給対象と見込まれる人には、2月末に申請書などを送付しますので、申請をお願いします。

支給要件

支給対象者

平成28年度市民税（均等割）が課税されていない人

ご自身を扶養している人が課税されている場合や、生活保護受給者は対象となりません。

今年度実施した「高齢者向け給付金」及び「平成28年度臨時福祉給付金」、「障害・遺族基礎年金受給者向け給付金」の受給の有無は問いません。

支給額

1万5千円

申請・支給手続き

申請期間

3月1日（水）～6月30日（金）（郵送の場合は、当日消印有効）

申請方法

送付された申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、持参又は郵送でご提出ください。

申請窓口

福祉総務課臨時福祉給付金等業務担当、大和支所住民福祉課  
給付金の受け取り

支給要件を満たす人には、申請書に記載された口座に入金します。

口座を持っていない人は、別途ご相談ください。

問合わせ

福祉総務課臨時福祉給付金等業務担当（あいぱーく光） 0833-72-5818

問合せ

福祉総務課 臨時福祉給付金等業務担当係 担当者：清水辰朗、江後令恵  
（電話 0833-72-5818）